

不燃化特区支援制度がスタートします！

～ 木密地域不燃化 10 年プロジェクト ～

平成 26 年 4 月発行

品川区は、東京都が進める「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」において、木造住宅密集地域のうち特に改善が必要な地区を不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）として指定を受けて、地域の防災性や住環境を向上させる新たな支援制度をスタートします。これにより、燃えないまちづくり（不燃化）をこれまで以上に強力に推進していきます。

【不燃化推進特定整備地区】

- ・東中延 1・2 丁目、中延 2・3 丁目地区
- ・補助 29 号線沿道地区（品川区）
- ・豊町 4・5・6 丁目、二葉 3・4 丁目及び西大井 6 丁目地区
- ・旗の台 4 丁目・中延 5 丁目地区
- ・戸越 2・4・5・6 丁目地区
- ・西品川 2・3 丁目地区（平成 26 年 4 月からスタート）

※都市計画道路補助 29 号線の整備路線にかかる建物は新制度②のみが対象です。

新制度① 老朽木造建築物の解体除却費用を助成します

老朽木造建築物の解体除却費用を助成します。※区の調査で延焼防止上危険であると認められた、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造建築物が対象です。

- アパート、商店、倉庫などを解体する場合もOK！
- 長屋の一部を切り取って解体する場合もOK！
- 解体後、更地にする場合も建替える場合もOK！



個人の方が
対象です！

詳しくは 2・3 ページへ

新制度② 要件を満たす土地や建物の 固定資産税・都市計画税の減免が受けられます

不燃化特区内で、老朽木造建築物の取壊しまたは木造もしくは非木造建築物から準耐火以上の建物に建替えを行った場合、最大 5 年間減免を受けられます。

詳しくは 2・3 ページへ

新制度③ 取壊し・建替えに関するご相談に 専門家を派遣します（無料）

老朽木造建築物の権利の移転や取壊し、建替えに関するご相談に、弁護士や税理士等の専門家を無料で派遣します。

詳しくは 4 ページへ

新制度の ポイント

平成 32 年度までの期限付きの制度です

お早めに！

平成 25 年度

26 年度

27 年度

28 年度

29 年度

30 年度

31 年度

平成 32 年度終了